

特記仕様書

第1章 総則

第1条 この特記仕様書は、住管修繕第1号 ウッドタウン駐車場舗装修繕に適用する。

第2条 本修繕は、この特記仕様書によるほか鹿児島県土木部制定「土木工事共通仕様書」、土木学会制定「コンクリート標準示方書」及び鹿児島県土木部制定「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」、「舗装設計施工指針」、「舗装施工便覧」によって施工するものとし、仕様書及び基準書等は現場事務所に常備しなければならない。

第3条 請負人は、本修繕の着手前に必要な調査測量を行うとともに、設計図書を確認し、設計図書及び仕様書に疑義を生じた場合は、すべて監督職員と協議し、その指示に従わなければならない。また、設計図書に明記してなくても構造上必要なものは、監督職員の指示により施工するものとする。

第4条 請負人は、調査、施工計画、出来高成果、検査等のために専属して経験のある技術者を常置し監督職員の要求に応じて報告しなければならない。

第5条 提出書類

受注者は発注者の定める様式により、指定期日までに次の書類を提出すること。部数については監督職員の指示によるものとする。

- ①工程表
- ②材料承認
- ③施工写真
- ④完成図
- ⑤その他監督員が指示する書類

第6条 修繕中は歩行者及び車両の誘導のために誘導員を配置し、現場内と沿線の保安に努めること。

第7条 修繕施工に起因して通常発生する物件等の毀損補償及び騒音、振動、濁水、交通等による一般的損失に係る補償は、本工事に含まれる。

第2章 工事施工

第1条 産業廃棄物

- 1 建設廃材は下記により搬出すること。
運搬距離 7.7 km
- 2 処分状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。
- 3 建設工事発注後、施工計画書提出時に監督職員と協議のうえ、建設残土の運搬距離の変更を行うものとする。なお、運搬距離が設計距離を大幅に越える場合(おおむね2倍)は、理由書等を完成書類に含めて提出するものとする。
- 4 廃材処理は、下記の(1)または(2)に基づいて処理するものとする。

- (1) 廃材は工事現場内で可能な限り利用する。利用は、道路土工指針((社)日本道路協会)、共通仕様書土木請負工事必携に基づいて行う。
- (2) 工事現場内で可能な限り利用した後、更に残った廃材は、建設廃材処理業者表より選定のうえ処理し、総括表及びマニフェストのE票の写しを完成書類に含めて提出すること。

第2条 ダンプトラック等による過積載の防止について

- (1) 工事用資機材等のないようすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害するがないようすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第3章 検査

第1条 下検査

本修繕が完成した時は、工事検査の前に監督員の下検査を受けなければならない。

第2条 工事検査

- 1 工事の既済部分検査、完成検査にあたっては現場代理人及び主任技術者が立会の上、検査を受けなければならない。
- 2 請負者は、検査のため必要な資料の提出、測量、その他の処理につき、検査職員の指示に従わなければならない。
- 3 検査において不合格となった箇所が既済部分であっても手直しを命ずることができる。

第3条 規格値

品質及び出来形は、本仕様書で定める他は別に定める規格値を満足するものとする。

第4章 施工・技術管理

第1条 施工管理

請負者は、別に定める土木工事施工管理基準により施工管理を行いその記録を提出しなければならない。

第2条 工事現場管理

- 1 請負者は、工事施工中監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害となるような行為または、公衆に迷惑を及ぼす施工方法をしてはならない。
- 2 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう監督職員と協議のうえ、必要な防護工等の措置を施さなければならない。
- 3 上記構造物に対して損傷を及ぼした時は監督職員と協議のうえ監督職員が必要と認めた時は請負者の責任において原形復旧するものとする。

- 4 火薬類を使用し工事を施工する場合は、あらかじめ監督職員の承認を得なければならない。
- 5 請負者は工事現場の一般通行人の見易い場所に工事名、期間、事業主体名、工事請負者名、電話番号及び現場責任者氏名を記入した大型の工事標識板を設置するものとする。特に道路に係る工事の施工にあたっては交通の安全について監督職員道路管理者及び所轄警察署と協議し道路標識令、道路工事現場における標示設置等の設置基準に基づき交通安全について必要な処置を講じなければならない。

第3条 工事検査

- 1 工事の既済部分検査、完成検査にあたっては現場代理人及び主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。
- 2 請負者は、検査のため必要な資料の提出、測量、その他の処置につき、検査職員の指示に従わなければならない。
- 3 検査において不合格となった箇所が既済部分であっても手直しを命ずることができる。

第4条 工事写真

- 1 請負者は工事の進行とともに請負者の負担において次の記録写真を撮影し、工事完成後監督職員へ提出しなければならない。
 - (1) 工事施工状況一般
 - (2) 完成後外面から明視できない箇所
 - (3) その他特に監督職員が指示した箇所
- 2 撮影の際は、できるだけ被写体の寸法がわかるようにスケール(巻尺、ポール、箱尺等)を同時に撮影しなければならない。
- 3 工事写真にデジタルカメラを使用する場合は、有効画素数を120万画素以上、プリンターはフルカラー600dpi以上とし、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。
- 4 現行のカラー写真と電子媒体による写真の混合管理は原則として行わないこと。
- 5 電子媒体の保存は、5年間とする。なお保存仕様については下記事項を参照に監督員と協議すること。
 - (1) 記録画像ファイル形式はJPEG形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)とすること。
 - (2) 電子媒体は、原則としてCD-ROMとこれ以外の電子媒体の場合については、監督職員の承諾を得るものとする。
 - (3) 請負者は、電子媒体による工事記録写真の撮影・整理等を行う場合において、監督員の指示があった場合は、その指示のあった工種について、電子媒体以外の通常の撮影手段による撮影・整理を行わなければならない。

第5条 鹿児島県土木部が定めた「土木工事施工管理基準」によって請負者は、管理基準にもうけた必要項目を決定し十分な管理を行わなければならない。

第5章 公害防止等のための措置

第1条 請負者は工事の着手前に、本工事によって影響を受ける恐れのある地域内の地物の事前調査を行わなければならない。

又、請負者は、本工事の施工にあたり騒音、振動等を少なくするほか散水、その他、飛砂塵介の出ないよう措置をとらなければならない。

第6章 工事の施工

第1条 指定副産物の搬出

- 1 事現場内で可能な限り利用した後、更に残った建設廃材は、下記の処分場より選定して運搬し、E票の写し及び総括表を完成書類に含めて提出すること。
(アスファルト塊)
 - ・南国殖産(株) いちき串木野市荒川 40 TEL 0996-32-3238
 - ・南洲碎石(株) 日置市東市来町養母 18115 TEL 099-274-9137
 - ・株ガイアテック 薩摩川内市上川内町字弁財天潟 5962-18 TEL 0996-30-1008
- (コンクリート塊)
 - ・南国殖産(株) いちき串木野市荒川 40 TEL 0996-32-3238
 - ・南洲碎石(株) 日置市東市来町養母 18115 TEL 099-274-9137
 - ・株ガイアテック 薩摩川内市上川内町字弁財天潟 5962-18 TEL 0996-30-1008
- (残土処分)
 - ・南国殖産(株) いちき串木野市荒川 40 TEL 0996-32-3238
 - ・南洲碎石(株) 日置市東市来町養母 18115 TEL 099-274-9137
 - ・株ガイアテック 薩摩川内市上川内町字弁財天潟 5962-18 TEL 0996-30-1008
- 2 上記の指定により難い場合は、監督員と協議の上、その指示によること。
- 3 元請業者以外が建設廃材の収集、運搬を行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を有するものに委託すること。

第2条 舗装切断作業に発生する排水処理について

- 1) 舗装切断作業に伴い、切断機から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。産業廃棄物の排出者(受注者)が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供するものとする。
- 2) 当該排水処理に関し、必要な経費については、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

第7章 その他

第1条 排出ガス対策型建設機械の使用

本工事において以下の対象機種を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用を原則とする。ただし、①リース業者等が対策型建設機械を供給できない場合、②自社で未対策型建設機械を保有し対策型建設機械を使用することが妥当でない場合等は、監督員との協議により、未対策型建設機械を使用してもよいものとする。ただし、設計変更の対象とする。

(1)バックホウ、(2)ホイルローダ、(3)ブルドーザ、(4)発動発電機、(5)空気圧縮機、(6)油圧ユニット、(7)ローラ類、(8)ラフテーンクレーン

なお、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

第2条 施工計画

工事用仮設備は、特に設計図書等に指定されたものを除き、請負者の責において選定するものとする。この場合特に監督員が必要と認めて指示する仮設備等については、応力計算を行って、設計図書等を提出しなければならない。

第3条 緊急連絡

請負業者は、現場事務所に事務員を常駐させない場合は、緊急連絡のため現場代理人は携帯電話等を携帯すること。

第4条 緊急保安体制

台風、集中豪雨等の不測の事態が発生した場合は、全作業を中止し、路上の整理や資料の片付けを行い、総員にてその対応に当たるべく努力すること。なお、土のう袋、スコップ、消火器等の緊急時に必要な道具は常に現場事務所に備えておかなければならぬ。

第5条 住民への周知

請負者は、本工事の着工前に工事区間の地区公民館長・付近の公的機関等に、工事内容説明を行わなければならない。また、工事区間の住民には、数日前に工事の予告をすること。

第6条 地下埋設物について

- 1 水道管等の地下埋設物については、工事着手前に関係機関と協議をして位置の確認を済ませることとし、協議結果を施工計画書に添付すること。
- 2 掘削の際は細心の注意にて作業を行い、水道管等を破損させてはならない。万が一、水道管等を破損させた場合は、請負者の負担にて速やかに復旧させなければならない。

第7条 事前調査について

- 1 工事施行箇所において民家付近もしくはブロック塀等構造物がある場合は工事着手前、工事完了後において構造物等、状況写真を撮影し所有者へ確認立会のうえ立会状況の写真を撮影し、工事完了写真に添付すること。

第8条 住民への対応

- 1 住民より苦情、要望のあった場合は誠意をもって対応すること。

第9条 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあたっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

第10条 引渡し後の保証

本修繕は、完了後試験、検査を受け、合格の後引渡しとなるが、引渡し後でも受注者側の起こす要因で故障、その他の事故等が発生した場合は、監督員の指示に従い速やかに補修を行うこと。

また機器類は、実使用期間1年間は無償保証にて確実に修理または機器の交換を行うこととする。但し、落雷、台風、水害等自然災害によるものはこの範囲ではない。